

ニュースリリース

2013年12月20日
昭和電線ホールディングス株式会社
取締役社長 相原 雅憲

連結子会社 株式会社エステックに対する公正取引委員会からの
排除措置命令および課徴金納付命令について

本日、当社の連結子会社である株式会社エステックは、東京電力株式会社発注の地中送電ケーブル工事の取引に関して独占禁止法第3条後段（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、公正取引委員会より、排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。

株式会社エステックは、本年3月の公正取引委員会による調査開始を受け、同委員会に対し課徴金減免制度の適用を申請し、課徴金の減額が認められた結果、課徴金の額は833万円となっております。

当社は、2009年にグループ会社2社に対し、合計3回の立入検査を受けることとなった事態を深く反省し、当社グループ一体となって2010年1月28日付け社長宣言に基づく各種の再発防止策を行ってまいりました。それにもかかわらず株式会社エステックがこのたび排除措置命令および課徴金納付命令を受けたという事実を真摯かつ厳粛に受けとめ、当社は、グループ全体での企業倫理の再徹底とコンプライアンスのより一層の強化に取り組むことにより信頼の回復に努めてまいります。

本件について、お客様をはじめ関係者の皆様にご心配とご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

以上

本件に関するお問い合わせ先:

【広報関係】昭和電線ホールディングス株式会社

経営企画部 IR・広報グループ [担当 菅井] TEL: 03-5404-6951